

申込期間 令和 7年10月15日（水） から
令和 7年10月29日（水） まで

町営住宅入居者及び入居補欠者 募 集 案 内

対象住宅：屋代住宅（2DK・1DK）
高齢者世話付住宅

高齢者世帯用 単身高齢者用

- ※ 抽選会は役場で行います。
- ※ 抽選会への出欠は当落に関係ありません。
- ※ 申込の時点で、町営住宅の待機者となっている場合は待機を辞退したものとみなします。
- ※ 申込書に記入する前に、必ずよく読んでください。

長泉町 建設計画課 管理指導チーム

〒411-8668 長泉町中土狩828番地
電話：055-989-5521

1-1 募集する住宅

○ 町営屋代住宅 2DK

(1) 場 所 駿東郡長泉町上長窪 8 1 - 1

(2) 募集戸数 1 戸 (2 階)

(3) 入居補欠者 公開抽選により入居者を決定し、次点者以下上位から入居補欠者として、空き室が発生したときに、順位に従い入居していただくこととなります。ただし有効期間は、入居者及び入居補欠者決定後 1 年間となります。

(4) 家 賃 参考額：17,900 円 ～ 25,600 円

※参考額は、入居基準による入居当初の家賃。

家賃は応対益型家賃となり入居者の収入や住宅から得る便益等により個別に異なります。

(5) 募集住戸の概要

屋代住宅 2DK 54.27m² (バルコニー除く)

DK (食事室兼台所)、和室、洋室、トイレ、

浴室 (ユニットバス)、洗面所、バルコニー、エレベーター有

(6) その他 ・ 2DK は高齢者夫婦等の世帯用世話付住宅のため、一般世帯及び単身の方は入居できません。

・ 駐車場は 1 世帯あたり 1 台分のみ、使用料は月額 3,000 円です。

・ 平成 13 年供用開始

1-2 募集する住宅

○ 町営屋代住宅 1DK

(1) 場 所 駿東郡長泉町上長窪 8 1 - 1

(2) 募集戸数 1 戸 (4 階)

(3) 入居補欠者 公開抽選により入居者を決定し、次点者以下上位から入居補欠者として、空き室が発生したとき、順位に従い入居していただくこととなります。ただし有効期間は、入居者及び入居補欠者決定後 1 年間となります。

(4) 家 賃 参考額：14,600 円 ～ 17,000 円

※参考額は、入居基準による入居当初の家賃。

家賃は応対益型家賃となり入居者の収入や住宅から得る便益等により個別に異なります。

(5) 募集住戸の概要

屋代住宅 1DK 44.41m² (バルコニー除く)

DK (食事室兼台所)、和室、トイレ、浴室 (ユニットバス)、洗面所、バルコニー、エレベーター有

(6) その他

・ 1DK は単身高齢者用の世話付住宅のため、高齢者でない方や世帯での入居はできません。

・ 駐車場は 1 世帯あたり 1 台分のみ、使用料は月額 3,000 円です。

・ 平成 13 年供用開始

2 入 居 時 期

- (1) 入 居 者 令和7年11月下旬～12月中旬
- (2) 入居補欠者 空室が発生した都度、入居補欠順位に従い入居。

3 申込受付期間

令和7年10月15日（水）から 令和7年10月29日（水）まで
午前8時30分から午後5時15分まで ※土曜・日曜・祝日の受付は行いません。

4 申 込 方 法

- (1) 持参の場合 所定の「町営住宅借受申込書」に必要事項を記入の上、長泉町役場建設計画課（庁舎西館3階）に申込書を提出してください。
- (2) 郵送の場合 所定の「町営住宅借受申込書」に必要事項を記入の上、長泉町役場建設計画課に申込書を郵送してください。

※申し込み受付期間内の消印のあるものが有効です。

- (3) 申 込 先 建設計画課 管理指導チーム
〒411-8668 長泉町中土狩828番地
電話：055-989-5521 担当：新谷・杉山

5 申 込 資 格

以下、(1)～(7)のすべての条件を満たす方が対象となります。

- (1) 60歳以上であること。2DKは夫婦であること。1DKは単身者であること
- (2) 申込者が長泉町内に住所又は勤務場所を有する方。
- (3) 申込者の過去1年間の収入から算出した金額が、次の基準額を満たす方。

〔基準額〕

ア) 裁量世帯 … 月額214,000円以下

裁量世帯とは…高齢者のみの世帯、障害者世帯

※基準額については、6ページの“収入基準額の計算方法”を参照ください。

- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな方。
- (5) 市町村税を滞納していない方。（国民健康保険税、軽自動車税、住民税等）
- (6) 申込者が、暴力団員でないこと。
- (7) 長泉町高齢者世話付住宅への入居に関する要綱（平成13年3月21日告示第10号）第3条に該当する方。

長泉町高齢者世話付住宅への入居に関する要綱（抜粋）

第3条 シルバー住宅※に入居することができる者は、条例第6条に規定する資格を有し、申込日において60歳以上の単身者又は夫婦のみの高齢者世帯（夫婦のいずれか一方が60歳以上の世帯をいう）若しくは60歳以上の親族のみの世帯に属する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため、独立して生活するには不安があると認められる者
- (2) 住宅困窮度が高く、家族による援助が困難な者

※シルバー住宅とは高齢者世話付住宅のことです。

6 申込書の記入方法

- (1) 所定の記入欄に必要事項をすべて記入してください。
- (2) 自宅及び勤務場所の電話番号は、必ず記入してください。
また、現住所がアパート等の場合には、その建物の名称や部屋番号を必ず記入してください。
- (3) 申込書の理由欄は該当するものを○印で囲み、その詳細な理由を簡潔明瞭に記入してください。

7 入居者の決定方法

- (1) 高齢者世話付住宅の入居を希望する方については、入居希望者の身体機能の状況を把握するため、別途聞き取り面接を行います。この聞き取り面接をお受けいただけない場合は、審査が完了せず、抽選に臨んでいただくことができませんので、ご了承ください。面接の詳しい日時は、申し込み終了後通知します。

◇面接の期日・場所 { 日時：令和7年11月6日（木） ※時間は別途連絡
場所：長泉町役場庁舎西館3階 会議室（建設計画課の横）

- (2) 申込者の数が募集戸数を上回る場合は、公正を期するため抽選会を公開し、入居者を決定しますが、抽選会への出欠は当落に関係ありません。
また、併せて抽選結果の上位者から入居補欠順位を決定します。
なお、抽選結果は申込者全員へ郵送で通知いたします。

◎公開抽選になった場合 { 日 時：令和7年11月11日（火） 10時00分～
場 所：長泉町役場3階 第4・5会議室

- (3) 抽選の結果はあくまで仮当選とし、その後の実情調査により、入居資格に該当しない場合や、提出書類に虚偽等が認められた場合には入居を取り消します。
(その際の再抽選は行わず、入居補欠順位に従い繰上げで入居者を決定します。)

8 仮当選者決定後

- (1) 所定の「町営住宅入居申込書」に必要事項を記入の上、必要な添付書類（9ページに記載）を添えて提出していただきます。

8-A 連帯保証人及び身元引受人

入居決定者は、町営住宅への入居に際し連帯保証人及び身元引受人を選任していただきます。

連帯保証人は、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、入居者が万一家賃等を滞納したり、法令等に違反した場合、入居者に代わって一切の債務責任を負っていただきますので、この点を連帯保証人になられる方に説明してください。

連帯保証人は、原則として町内に在住で持ち家の方としてください。

身元引受人は、連帯保証人が兼ねることもできますが、できるだけ別の方をお願い

します。身元引受人は、入居者が日常生活を営むことが困難となった場合に、その身元を引き受ける方となります。指定期日までに身元引受人選任届を提出していただきます。

8-B 敷金と請書（賃貸借契約書）

- (1) 入居決定の場合は、家賃3か月分に相当する額を「敷金」として、入居決定後10日以内に納入していただきます。
- (2) 入居決定者は、連帯保証人の自署した請書3部に各々の印鑑証明書を添えて入居決定後10日以内に提出していただきます。
請書…賃貸借契約となるものです。
- (3) 敷金の入金、請書の提出が入居決定後10日以内に行われない場合は、入居の決定を取り消すことになります。

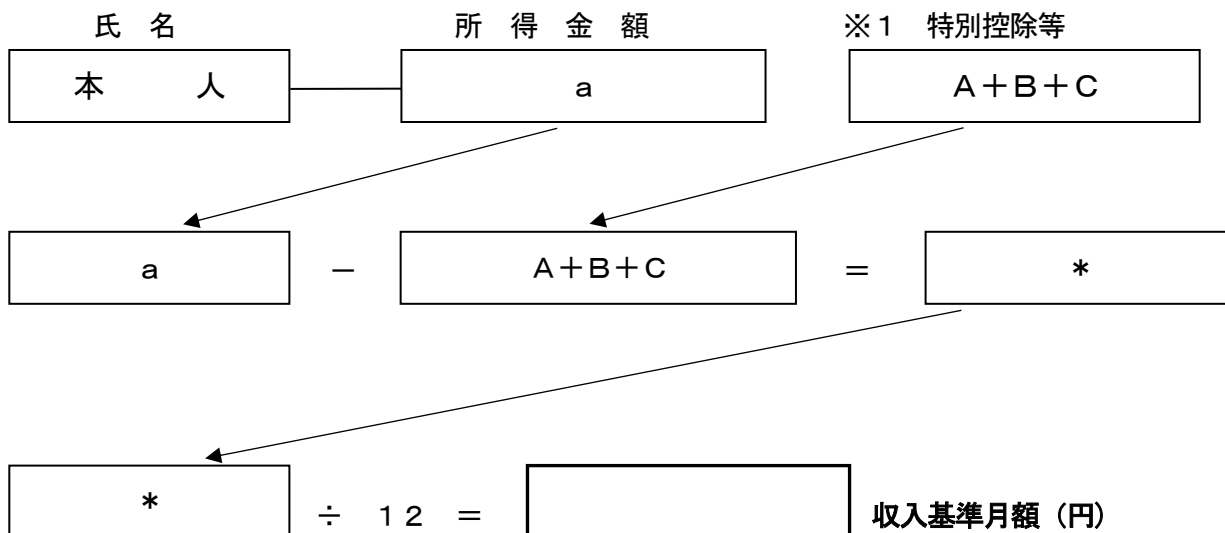
9 そ の 他

- (1) 申込書、その他の提出書類はお返ししません。
- (2) 入居後は「家賃」「駐車場使用料」のほかに、「生活援助員派遣費負担金」の納入が義務付けられますので、ご承知おきください。この負担金についてもそれぞれの所得に応じて変動します。
- (3) 町営住宅には、入居者用の駐車場が1世帯あたり1台分しかありません。2台以上は駐車できませんので、ご注意ください。

収入基準額の計算方法

この表の空欄に、所得等の金額を入れて算出した収入基準額が、一般世帯の場合 158,000 円以下、裁量世帯の場合 214,000 円以下ならば入居資格があります。申込みをされる前に必ず御確認ください。

当選しても、この収入基準額を超えていた場合、入居者の資格を満たさず、失格となります。



※1 特別控除等

一般障害者

人数×270,000 円 (A)

特別障害者

人数×400,000 円 (B)

寡婦

人数×270,000 円 (C)

※記入例は次頁参照

収入基準額の計算方法（例）

本人 長泉 太郎 68才 年金を含む所得 1,500,000円

氏 名	所 得 金 額	特別控除等
長泉 太郎	1,150,000円	なし

1,500,000円	－	0円	=	1,500,000円
------------	---	----	---	------------

1,500,000円	÷ 12 =	95,833円	収入基準月額（円）
------------	--------	---------	-----------

控 除 の 説 明

控除の種類		控除対象者	控除額
給与所得・雑所得の控除		入居者又は同居者のうち給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者	最大 10 万円／人
同居及び扶養親族控除		次のいずれかに該当する方 ・同居する親族（本人を除く） ・同居しないが所得税法上の扶養親族	3 8 万円×人数
特 別 控 除	老人控除対象配偶者控除	控除対象配偶者で、7 0 歳以上の方	1 0 万円×人数
	老人扶養控除	扶養親族で、7 0 歳以上の方	
	特定扶養控除	配偶者を除く扶養親族で、1 6 歳以上 2 3 歳未満の方	2 5 万円×人数
	障害者控除	次のいずれかに該当する方 (1)身体障害者手帳の交付を受けている方 (2)戦傷病者手帳の交付を受けている方 (3)知的障害者更生相談所等により知的障害と判定された方 (4)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方など	2 7 万円×人数
	特別障害者控除	次のいずれかに該当する方 (1)身体障害者手帳の交付を受けている方で 1 級または 2 級に該当する方 (2)戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第 3 項症までに該当する方 (3)知的障害者更生相談所等により重度の知的障害と判定された方 (4)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で 1 級に該当する方など	4 0 万円×人数
	寡婦控除 (女性のみ)	* 結婚歴があり、夫と死別又は離婚している方 * 夫と離婚し、現に婚姻関係に当たらないこと（事実婚 NG） * 合計所得金額が 5 0 0 万円以下であること	2 7 万円×人数
	ひとり親控除 (男女問わない)	* 現に婚姻関係に当たらないこと（事実婚 NG） * 総所得金額等が 4 8 万円以下の生計を一にする子がいること * 合計所得金額が 5 0 0 万円以下であること	3 5 万円×人数

※記入例は前頁参照

仮当選後の入居申込書に添付する必要書類

- 下記の書類は、申込みの時点では用意していただく必要はありません。仮当選となった方にご用意いただくものです。

- 1 住 民 票**
[窓口：住民窓口課]
 - * 申込み者のもの。
 - * 住民票の交付を申請するときは、「本籍地記載・世帯主および世帯主との続柄を記載したもの」と申し出てください。
 - ※ 証明書交付にかかる手数料は申込者の負担となりますことをご了承ください。
- 2 完 納 証 明 書**
[窓口：税務課]
 - * 市町税（国民健康保険税、軽自動車税、住民税等）の証明書。
 - ※ 証明書交付にかかる手数料は申込者の負担となりますことをご了承ください。
- 3 所得を証明する書類**
 - ① 源 泉 徴 収 票** * 令和5年分のもの・令和6年分のもの
(給与所得者及び年金受給者の方。)
 - ② 確定申告書の写し** * 令和5年分のもの・令和6年分のもの
 - ③ 課 税 証 明 書** * 令和6年度・7年度分（住民窓口課で発行します）

※所得を証明する書類は、上記①～③のうちどちらか一つで構いません。
- 4 収入証明書** * 令和7年1月1日以降に勤務先を変更又は新しく就職された方は、申込書内の「収入証明書欄」に、現勤務先の支払証明（給与明細等でも可）が必要になります。
- 5 退職証明書** * 令和7年1月1日以降に勤務先を退職して、新たに就職していない方は、退職証明書あるいは離職票等（元勤務先で発行。）が必要です。
- 6 健康保険証の写し** * 申込者のもの。（夫婦の場合、それぞれの保険証）
- 7 その他（該当する方のみ）**
 - * 年金受給者証、在勤証明書（町外にお住まいの方）、生活保護受給証明、障害者手帳の写し等。